

協会が提供するサービスのうち、検定以外について、特急料金を定めましたのでお知らせします。特急料金の対象となるサービスは、以下のとおりです。

I. 特急料金を適用できる依頼業務

- 機械器具等の性能試験
- 化学物質の危険性評価試験
- 静電気に関する評価試験
- IECEx 機器認証
- TIIS 認証
- 海外認証申請代行・支援業務
- 海外認証機関等からの工場監査代行
- 個別及び型式検定申請に関する支援業務（検定業務自体は対象外）
- その他の技術相談及び技術支援
 - 災害調査協力
 - 爆発性雰囲気が存在するおそれのある場所のゾーニング評価
 - リスクアセスメントなど
- 英文合格証の発行
- 試験結果書・試験成績書、構造規格適合証明書発行
- 講演及び研修
- その他、会長が認めたもの
- 上記のいずれかの組み合わせによる業務

II. 特急料金の適用について

協会が事前に設定する通常納期に対して、業務依頼者（申請者）がより短い納期で業務を依頼する場合、特急料金が適用されます。特急料金の適用を希望する場合、申請者は希望する納期を協会担当者に依頼してください。担当者は、特急料金適用の可否と見積もり金額を提示します。特急料金について、協会と申請者の間で合意が得られれば、特急料金を適用して依頼業務を実施します。

なお、通常納期による業務が結果としてより短い納期で完了しても、事前に特急料金が適用されていなければ、遡って特急料金を適用することはありません。

III. 公平性について

特急料金は、申請者が希望すれば、分け隔てなく、協会の状況が許す限り（留意・免責事項参照）、利用可能なサービスであることから、特急料金の適用／不適用に関して、公平性が損なわれることはありません。

Ⅳ. 留意・免責事項

特急料金の適用による短納期は、協会のリソースを優先的に使用して依頼業務を行うものです。納期遵守に誠意努力しますが、予期せぬ事態により（それが TIIS の責任に帰する場合を含み）納期遅れが発生しても原則、特急料金は返金しませんので、予めご了承ください。また、納期遅れにより、申請者が被った損害は補償しませんので、ご理解の上、特急料金を依頼願います。

協会の業務の繁忙状況やリソース不足などにより、特急料金のご依頼をお断りすることがあります。また、海外認証支援など、(TIIS が仲介交渉する場合であっても) 他の機関が要する期間は原則として納期短縮の対象外となります。

以上